

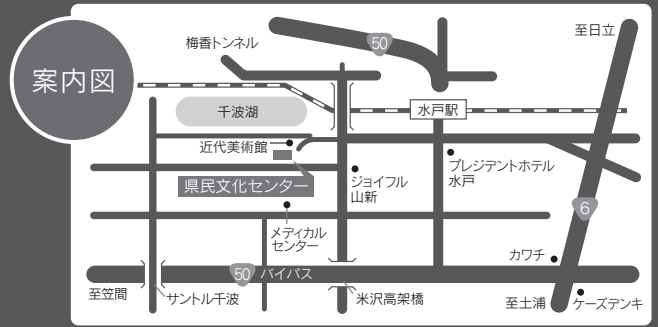
# わくわく美術展

## 開催要項（抜粋）

高齢者の創作による美術作品を展示することにより、高齢者の芸術活動を促すとともに生きがいや健康づくりを増進し、もって明るく活力ある長寿社会づくりに寄与することを目的とする。

**会期** 平成24年2月25日（土）～3月2日（金）までの7日間  
午前9時30分から午後4時まで（最終日は正午まで）

**会場** 茨城県立県民文化センター美術展示室及び分館  
水戸市千波町東久保697 TEL.029-241-1166



## 出品規程

※ねんりんピック宮城・仙台2012美術展出品規程出品資格基準による。

### ●出品者資格

60歳以上(昭和28年4月1日以前に生まれた人)で、県内在住のアマチュアとする。

### ●出品作品及び出展数

- ①日本画、洋画、彫刻、工芸、書及び写真の6部門とする。
- ②出品作品は、出品者により創作されたもので、未発表のものとする。
- ③出展数は、部門を問わず1人1点とする。

### ●テーマ 特に定めない。

### ●出品上の注意

- ①出品規格に合わない作品は受け付けない。
- ②作品の裏面には、展示用の吊りひも等をつけること（彫刻、工芸の立体作品を除く）。
- ③展示に際し、組み立て等が必要な作品については、完成後の写真及び組み立て説明図などを必ず添付すること。
- ④作品の形状、重量等により著しく展示が困難な場合は、展示しないことがある。

## 出品規格

### 日本画の部

- ①水墨画を含む。
- ②10号(53.0cm×33.3cm)以上、50号(116.7cm×116.7cm)以内とする。
- ③額装をする。ガラス、屏風、軸装は不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む)は6cm以内とする。

### 洋画の部

- ①油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画とする。
- ②10号以上、50号以内とする(版画については、10号未満も可とする)。
- ③額装をする。ガラスは不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む)は6cm以内とする。

### 彫刻の部

- ①高さ200cm×幅100cm×奥行100cm以内とする。
- ②重量は200kg以内とする。

### 工芸の部

- ①工芸作品(陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、その他)とする。
- ②立体作品は高さ60cm以内とし、平面(壁面を含む)作品は50号以内とする。なお、額装した作品で30号以上の作品については、額縁の幅(マットを含む)は6cm以内とする。
- ③屏風は二曲とし、平面時のサイズは高さ149cm×横140cm以内とする。

### 書の部

- ①漢字、かな、篆刻、調和体及び前衛、刻字を問わない。
- ②額・枠・軸装いすれも可。表装仕上がり寸法は、1.5m以内とし、縦形式は一边が242cm、横形式は一边が182cm以内とする。なお、ガラスは不可とし、重量は10kg以内とする。
- ③篆刻作品は印影のみの作品とし、縦39cm×横30cm以内の額装とする。刻字作品の大きさもこれに準ずる。
- ④釈文を、作品の裏面に貼付すること。

### 写真の部

- ①カラー、モノクロを問わない。
- ②長辺が50cm以上、90cm以内の単写真とする。
- ③木製パネル仕立てとする。
- ④使用機材は問わない。デジタル合成は不可とする。

### ●作品の搬入・搬出

#### 搬入

- ①期日/平成24年1月15日(日)～1月17日(火)までの3日間
- ②時間/午前9時30分～午後4時まで
- ③場所/茨城県立県民文化センター搬入口(裏1階 事務所側)
- ④方法/出展作品に出展申込票(様式第1号)及び出展作品票(様式第2号)、預かり証(様式第3号)を添えて上記期間内に搬入する。

#### 搬出

- ①期日/入選作品:平成24年3月2日(金)～3月5日(月)まで  
※3月2日(金)は展示会場で作品の引渡しを行います。  
選外作品:平成24年2月25日(土)～3月5日(月)まで  
※2月25日(土)から3月2日(金)までは、美術展受付で作品の引渡しを行います。
- ②時間/午前9時30分～午後4時まで(※3月2日(金)は12時30分から)
- ③場所/茨城県立県民文化センター搬入口
- ④方法/作品搬入の際に交付した預かり証(様式第3号)と引き換えに作品の引渡しを行う。

### ■出展料

2,000円

但し、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会茨城わくわくセンター事業推進サポーター(個人サポーター)は無料とする。

### ■鑑査、審査

各部門で主催者が委嘱した審査員が、鑑査及び審査を行う。

### ■展 示

展示は、入選作品とする。第15回わくわく美術展において茨城県知事賞を受賞した者の出展作品は、無鑑査・無審査とし、展示する。

### ■表 彰

- 1. 審査の結果、優秀な作品には次の賞を授与する。  
茨城県知事賞、茨城県議会議長賞、茨城県教育委員会教育長賞、茨城県保健福祉部長賞、茨城県社会福祉事業団理事長賞、いばらき文化振興財団理事長賞、茨城県老人クラブ連合会長賞、茨城県社会福祉協議会長賞、佳作(茨城県社会福祉協議会長)
- 2. 各部門の最高齢入選者には特別賞(茨城県社会福祉協議会長)を授与する。(1の受賞者及び過去において特別賞を受賞した者は除く。)

### ■その他

- 1. 鑑査及び審査の結果は、出展者に通知する。
- 2. 鑑査・審査及び展示位置等に対する異議は受け付けない。
- 3. 展示期間中は、監視員などを配置して保管に注意するが、不慮の災害(地震・盗難・破損等)など不可抗力による損害について、主催者はその責任を負わない。
- 4. 作品の著作権は出展者に帰属する。ただし、主催者が広報等に作品の図版などが必要な場合には、使用できるものとする。
- 5. 出展者は第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することのないように十分注意し、問題が生じた場合は出展者の責任において処理するものとする。
- 6. 各部門の入賞作品の中から、優秀作品を、第25回全国健康福祉祭宮城・仙台大会美術展に出品するものとする。
- 7. 出品者が搬出期間内に作品を搬出しないときは、主催者側で処分するものとする。
- 8. この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。